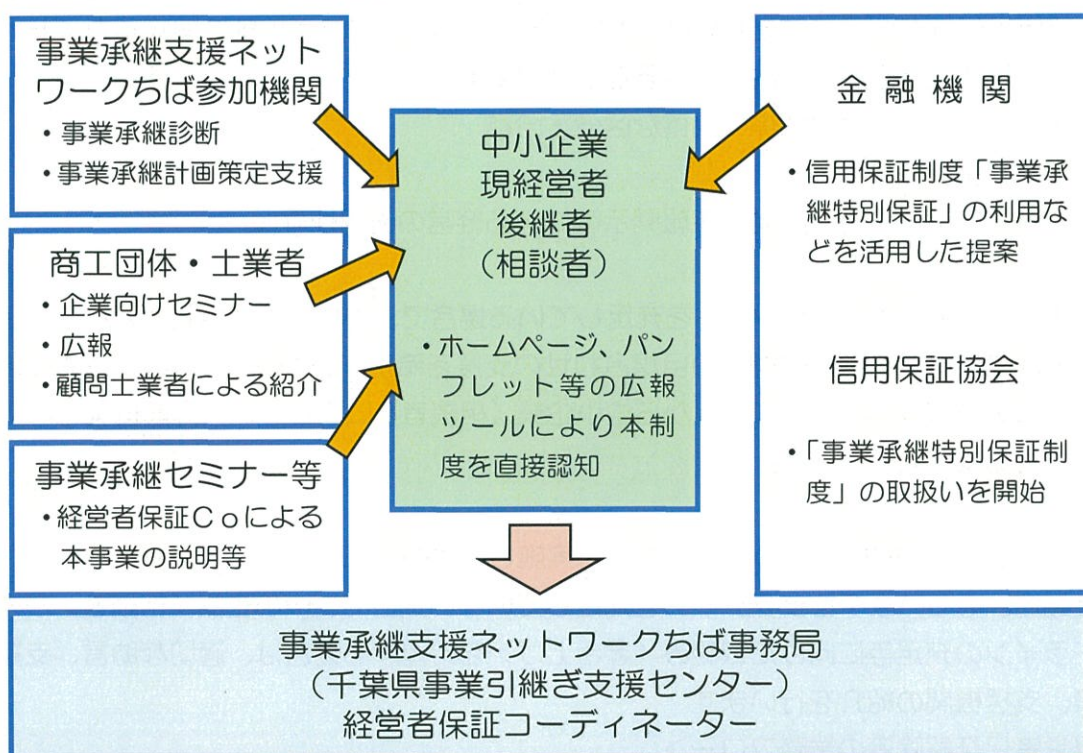


事業承継時の経営者保証解除等に向けた新しい支援施策が令和2年4月1日からスタートしました。事業承継時の経営者保証でお悩みやお困りの方は、お気軽にご相談ください。

1. 事業承継支援ネットワークちば事務局（以下、「事務局」といいます。）に新たに配置した経営者保証コーディネーターが、事業承継時の現経営者及び後継者の経営者保証解除等に関するご相談をお受けします。

また、ご利用の各支援機関等（商工会、商工会議所、金融機関、税理士、公認会計士、中小企業診断士、弁護士等）がご相談を受け、事務局にお取次ぎいたします。

<ご相談、お申込みの主な経路>



事業承継時の経営者保証解除等の相談申込みの際には、以下の書類が必要となります。

- ・相談申込書【両面】（書式1-1）
- ・アンケート調査票（書式1-4）
- ・決算書・勘定科目明細・税務申告書写し（税務署に提出したもの）直近3期分
- ・試算表（決算後3か月以内の場合には提出不要）
- ・資金繰り表
- ・事業承継計画書（作成している場合、ただし信用保証制度を利用する場合は必須）
- ・その他、相談者による説明に必要な資料、及び経営者保証コーディネーターによる確認に必要な資料

2. 一定の要件のもと経営者保証を不要とする新たな信用保証制度が令和2年4月1日からスタートしました。経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合、信用保証制度の保証料の軽減を受けることができます。また、既存のプロパー借入金（個人保証あり）

の本制度による借換えも可能です。

なお、信用保証制度の利用には、経営者保証コーディネーターによる確認とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。

※ 信用保証制度の具体的な内容等については、信用保証協会のホームページをご確認ください。

3. 相談申込み後、経営者保証コーディネーターが、ご提出いただいた書類に加え、事業承継時判断材料チェックシートに基づき「経営者保証に関するガイドライン」の充足状況を確認します。

経営者保証を解除するためには、中小企業において「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえた経営がなされていることが必要です。

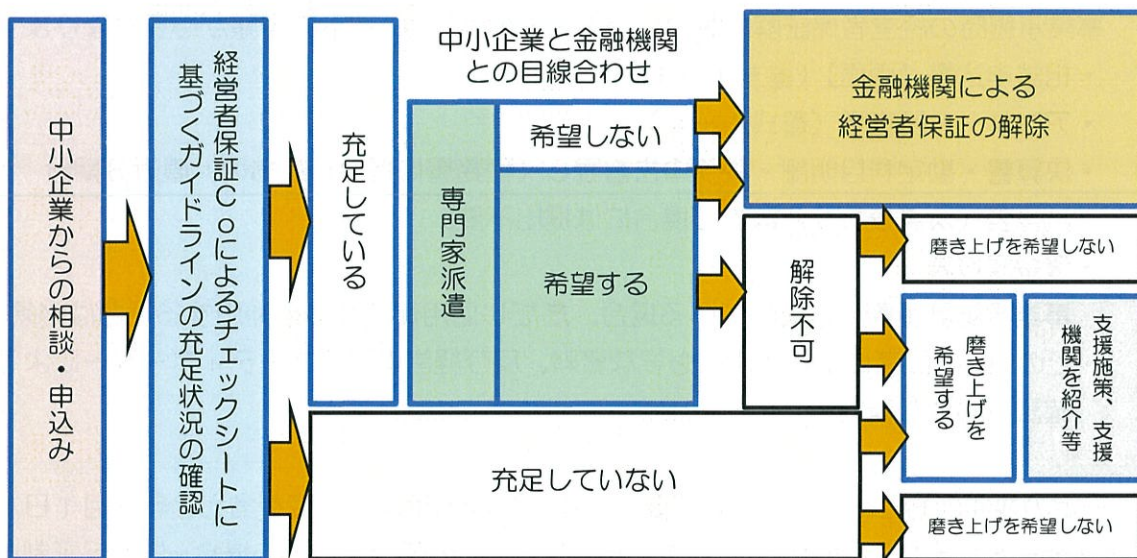
- 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
- 財務基盤の強化
- 財務状況の正確な把握、情報開示等による経営の透明性確保

4. 確認の結果、チェックシートを充足している場合で、中小企業（相談者）が経営者保証解除等に向けた金融機関との目線合わせの支援を希望する場合、専門家を派遣します。

派遣専門家は、専門家の立場から中小企業（相談者）に寄り添い、金融機関との目線合わせの支援を行います。

5. 中小企業と金融機関との目線合わせを実施したものの、経営者保証が解除されなかった場合、あるいはチェックシートを充足していない場合で、中小企業（相談者）がガイドラインの充足等に向けた取組み（磨き上げ）を希望する場合は、適切な助言、支援施策、支援機関の紹介を行います。

＜経営者保証解除等の業務フロー＞



以上